



2026 年 8 月 7 日

各位

会 社 名 ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 近 健 太
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)
お 問 合 せ 先 資 本 関 連 事 業 部 長 森 山 由 英
(T E L . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1)

従業員に対する株式交付制度としての自己株式の処分の 処分価額等の決定に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 4 日（以下「処分決定日」といいます。）付の決定に基づく、従業員に対する株式交付制度としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）に関して、本日、処分価額等が決定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本自己株式処分の詳細については、2026 年 8 月 4 日開示の「従業員に対する株式交付制度としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 決定された処分価額等の概要

(1) 処 分 価 額	1 株につき 2,983.5 円
(2) 処 分 価 額 の 総 額	3,444,152,400 円

2. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額については、2026 年 8 月 4 日開示の「従業員に対する株式交付制度としての自己株式の処分に関するお知らせ」でお知らせしました方法により決定されました。これに記載のとおり、2026 年 8 月 4 日に、2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信の開示、並びに自己株式の取得及び業績予想の修正の公表を行っております。このため、当該開示及び公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2026 年 8 月 7 日（以下「条件決定日」といいます。）に、2026 年 8 月 3 日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 2,963.5 円と条件決定日の直前営業日の終値である 2,983.5 円を比較し、高い方の金額である 2,983.5 円を処分価額として決定いたしました。

このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、算定根拠として客観性が高く合理的であり、処分価額は、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上